

第3回安曇野市水道事業運営審議会 会議概要

- 1 審議会名 平成21年度 第3回水道事業運営審議会
- 2 日 時 平成21年8月21日 午後1時30分から午後3時15分まで
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 上下水道庁舎 2階会議室
- 4 出席者 矢ヶ崎会長、磯野副会長、等々力委員、市川委員、藤原委員、松村委員、
務・委員、窪田委員、山崎委員、加々美委員
- 5 市側出席者 太田部長、中野課長、小松課長、高橋係長、水谷係長
- 6 公開・非公開の別 公 開
- 7 傍聴人 0人 記者 1人
- 8 会議概要作成年月日 平成21年8月31日

議事① 統一料金のシミュレーションについて

議事② 穂高別荘の水道料金について

議事③ 答申の内容について

議事④ 次回の開催日程について

事務局

本日は、委員各自が意見をまとめて提出されているので、それを基に順番に説明を頂きたい。

(資料 配布)

委 員

基本的には事務局の提示された案でよいのではないかと思います。

なお、前回も申し上げたが、大口の使用者に対しては急激な増加にならないよう配慮が必要である。

また、引き続き経営の健全化に向けて努力してほしい。

委 員

私も基本的には賛成である。

基本料金については穂高と明科は下がる訳だが、下がる分を2段階に分ける、また、上がる三郷についても2段階に分けて上げるという方法もあるのではないかと考える。

事務局

基本料金の値上げになる部分について、2回に分けて上げるということか。

委 員

全部の基本料金を第1段階でそろえるのではなく、2段階目でそろえるようにしたらどうかということである。

事務局

第1段階で全部の基本料金をそろえるのではなく、三郷は半分上げて、穂高と明科は半分下げて、第2段階で残りの基本料金と超過料金をそろえるということか。

委員

そのとおりである。

委員

前回の会議の中での説明では、設定基準の基本的な考え方は2通りあって、財政計画では約5%下げても余裕があるということと、95%を占める一般の13mmを考慮した値下げをしたいということであったので賛成した。

これが前提となるため、人口や使用水量の増減、水道を止めて井戸に切り替えると懸念される企業の問題、外部への業務委託等も含めて検討したが、最も利用の多い口径に配慮しているということであったので、これをベースとして考えるということが良いと思う。

将来どのようにしていくかということだが、提案では第1段階は22年の10月、第2段階は統一認可取得予定の23年度あるいは24年度ということだが、シミュレーションをした結果でどのくらい現状との差が生じるかということで、第1段階では三郷地域のみ超過料金も改定されるため99.9%となり0.1%減となる。

第2段階では超過料金も全部統一されるため4.3%減となり、使用料収入は95.3%となる。

前提として5%まで減らすことができるということであり、計画の範囲内であるため良いのではないと思う。

体系的にも第1段階で三郷のみ超過料金に変更されるが、他については変化がないため利用者への影響は少なく、また、第2段階で超過料金の統合ができると計画通りの削減ができるということで提案に賛成したい。

また、アウトソーシングで40,000千円の経費削減が可能との説明もあり、それに基づいて財政計画が立てられているが、シミュレーションの第1段階では、平均40㎡使用したときの三郷の値上げが640円ということであり、金額的には特に問題はないと思うが、これを今後どのように住民に説明していくか考えていく必要がある。

尚、新規加入分担金についても、豊科では35,000円高くなるが、上から2番目に高いところに合せるということであり、特に問題ないと思う。

副会長

基本的に事務局案に賛成する。

その理由として、市となったからには助け合いの精神を持ちたいということであり、三郷の値上げについても十分な説明をすれば理解が得られるのではないと思う。

ただ、口径別基本料金については、大口の値上げの幅が大きすぎるのではないかと感じた。

工場や学校が主だが、この不景気のときに件数は少ないとはいえこれだけの値上げをして良いものか疑問であるため、2番目の穂高の金額に合わせられないかと考えてみた。

一般家庭への配慮は認めるが、加入分担金を2番目に統一したということ、大口径についても2番目ではどうなのか提案したい。

委員

水道事業はライフラインとして早く統一して欲しいということを常々思っている。

私も基本的に賛成ということで意見を言わせてもらいたい。

ここで問題といえば、先ほども意見があったが使用者に十分説明をしていかなければならないということである。

「このようになります。」というだけでなく、どのように説明を進めていくか検討が必要である。

また、水源転換についても、資料を出しながら十分な説明をしていく必要があると考える。

委員

個人的には賛成せざるを得ないという立場にあり、仕方がないということで理解している。

第1段階、第2段階というように統一はされていくが、三郷地区の住民としては値上げという意識になるので十分な説明をしていただきたい。

また、三郷には水源転換という事業が予定されているが、その目途が立たないうちに改定ということになると問題になる気がするので、はっきりさせてから料金の改定を説明したほうが理解を得られやすいと思う。

値上げという言葉にすごく敏感になっているので、水源問題をしっかり解決してから提案して欲しい。

会長

統一については速やかに行っていただきたいが、将来の水需要はだんだんと減ってくると言われている。

2040年には水道使用量は現在の4分の3から半分近くになってしまうということも言われており、塩尻市でもピークが過ぎて減少に転じたため、水道の宣伝も兼ねてペットボトルの販売をするという記事が載っていたが、当市においても将来の財政計画については、考慮していかなければならないため、料金設定については慎重にお願いしたい。

また、統一すれば全地区一緒ということになるため、配水管についても地区間で接続して効率の良い配水ができるような体制にし、三郷の新水源も過大なものではなく、できる限り適正な規模にして、経費を削減するなどの方法も検討していただきたい。

委員

基本的に賛成である。提案どおり2段階の改定を行いながら徐々に統一していくことは良いことだと思う。

委員

水道料金については事務局提案のとおり2段階で統合していくことに賛成する。

理由は、財政計画の見通しも明るく、経費の削減も見込めることから、本来なら最も安い三郷の料金体系に合わせることが良いと考えるが、将来的に給水人口や水需要が期待できず、また、住民の節水意識の高揚を考慮すると、第一段階では少し余裕を持った料金体系をとり、安定経営に努めることが最も重要であると考えます。

委員

最初にいただいた統一の方針を示した資料によると、明科地域についてはこれから施設整備に経費がかかるが、統一料金にすれば引き下げとなるため、他の地域の人に負担していただくこととなり心苦しい面もある。

ひとつの市となったから当然だという考えもあるが、水道を使うのはその地区の人であるため、23年度に統一をしても良いのかと心配になる。

他の地区の人が良いというのであり、財政的にも問題が無いのであれば、この案で進めることに賛成する。

会長

資料に基づいて説明をいただいたわけだが、内容について事務局から補足説明があったらお願いしたい。

事務局

基本的には前回の提案については賛成いただいたと感じたが、いくつかの問題点について意見をまとめなければいけないと思う。

ひとつは、大口径の基本料金を豊科に合わせることで負担になるのではないかと

意見が何人かあった。

基本料金だけで考えると確かに値上がりとなるが、最終的に統一した場合には超過料金が下がるので、全地域ではないが、トータル的に見れば大口径のところも負担増にはならないと考える。

量を多く使っているところほど安くなるが、なぜ全体的に安くならないかといえば、三郷についてはもともと逓増制の料金体系をとっておらず、かつ単価が安いので値上げとなる。

地域的な差があるが、大口径については、基本料金は高くなるが超過料金は下がるということを説明して理解を得たいと考える。

大口径の基本料金については、豊科よりもう少し下げたシミュレーションをしたほうが良いのかどうか意見を頂きたい。

また、三郷については当然値上がりとなるので、説明をきちんとしてほしいという意見もあったので、実施していきたいと考える。

尚、基本料金を第2段に分けて統一したらどうかという意見だが、財政的にはありがたいが、三郷については平均40㎡使用で超過料も含めて1期で640円、1月で300円程度の値上げであり、最終的な統一時期を23年度から24年度とすると、毎年改定を実施しなければならないため、理解を頂いて第1段階で統一させていただければと思う。

委員

財政的に余裕があるということだが、より余裕を持たせるという意味で値下げ部分を少なくしたらという意見である。

事務局

そういう選択肢もあるのでご協議をお願いしたい。

また、明料について大丈夫かという意見もあったが、安曇野市の水道の基本経営は良い状況である。

明料はこれから建設費が必要である。

また、穂高は赤字で企業債残高も多いが大きな工事は終わったため、後は減価償却費だけで資金的には問題がない。

合併したのであるから、その辺は割り切って考えないと統一はできないと思う。

今ある剰余金を優先的に使用していくということで進めていきたいと考えている。

そのためには、料金の統一の前に事業の統一が大前提となる。

認可統一がなされていないと、それぞれの会計になってしまうため今までできなかったということもあり、住民感情としても「他地区の資金を使ってどうして。」ということにもなる。

23年度或いは24年度に認可を取得する計画であるため、それに併せて料金を統一する。

そうすれば、どこの地区ということはなく、事業を進めていけることになる。

会長

事務局から意見を頂いたわけだが、委員から伺いたいことがあったらお願いしたい。

委員

大口径の関係で、最終的に統一すれば安くなるとの説明だが、詳しくお願いしたい。

(事務局 前回の資料に基き説明)

委員

超過料金は口径によって違うと思っていたため、勘違いしていたところがあった。

しかし、基本料金が一気に10倍に上がると抵抗があるように感じる。

大口徑で件数が少ないのであれば、基本料金はあまり上げなくても影響はないのではないかと考える。

事務局

これについてはもう一度シミュレーションしてみる価値があるように感じる。

件数が把握できればすぐに出せるので、もう一度計算させていただくということでもよろしいか。

しかし、全体のバランスがあるので、50mm近辺をあまり下げってしまうと40mmとの差がなくなってしまう。

会 長

頂いたご意見を参考にさせていただき、よろしくお願ひしたい。

次に、議題の2「穂高別荘の水道料金について」の説明をいただきたい。

(資料に基づき事務局で説明)

会 長

別荘における賦課方法ということだが、委員の意見をいただきたい。

宅地内の漏水というようなことについては、どのようになっているのか。

事務局

やはり漏水はある。

年に1回しか検針をしないところと、穂高温泉供給(株)が毎月行っているところがあり、やはり年1回の検針のところでは漏水があると、漏水から何ヶ月もたって発見されるということになる。

このため、年に1回の検針では問題があるのではないかとということで、今年の10月頃から料金算定はしないが、メーターの検針を行う計画を立てている。

説明したように、この機会に別荘としての特別な扱いはやめようということである。

料金的には同額であるため、一般と同じように2ヵ月ごとの検針に統一したいということで提案させていただいた。

別荘にとっても、年1回だと金額が多く負担となる。

また、以前は現金納付の人は銀行へ出かける必要がある等のわずらわしさがあつたが、昨年からはコンビニ収納制度を始めたので手軽に払えるようになったため、変更しても良いのではないかと判断している。

会 長

漏水した場合だが、その料金は減免になるのか。

事務局

別荘に限らず家庭内の地下漏水については、検針により発見した場合は通知や口頭での説明を行っているが、漏水を指定業者に修理してもらい、その証明書を付けて市へ申請すれば、漏水期間のうち一番多かった期1期分について1回のみ減額している。

副会長

夏の間だけ別荘に来る人がいるが、その人への通知は自宅へ送付するのか。

事務局

そのとおりである。

副会長

別荘の料金は、一般使用者と同額なのか。それとも、少し割高になっているのか。

事務局

穂高の料金改定を行う前は、別荘は一般の基本料より若干割高だったが、料金改定に併せて年間を通せば同一金額になるように調整した。

別荘の人は1ヶ月か2ヵ月滞在して20㎡とか30㎡とかを使うが、いないときにはまったく使わない。

これが年間を通じて120㎡以下であれば基本料の範囲内で、それを超えたときに超過料金を徴収することになっている。

会長

来て使うときだけ開栓して、使わなくなったら閉栓してというようなことはあるのか。

事務局

そのような人もいる。

しかし、今の制度だと閉栓・開栓の手続きが必要であり、かつ手数料が500円ずつかかるため、今後アウトソーシングの中で一般も含めて閉開栓時の申請をやめようということで、電話での受付を許可し、また、それに係る手数料を廃止しようと考えている。

委員

提案については、第1段階で加入分担金を除いて一般と統一しようということによろしいか。

事務局

そのとおりである。第1段階は22年10月から実施予定であるため、5月の検針は今までの穂高の料金で行い、10月以降は統一された新料金となる。

委員

資料の「今回は審議が尽くされていませんので、第2段階の統一に併せて」とあるのはどのような意味か。

(事務局説明が一部不足していたため補足説明を行う。)

事務局

別荘は様々ないきさつがあって、一般の加入分担金と計算の根拠が違うなどの経過がある。できることなら、今回の一般用加入分担金の統一に併せて穂高別荘の加入分担金についても統一してしまいたいと考えた。

しかし、つい最近までこの額で支払っている者がいるため、今すぐに統一はできない。

では何時行うかということだが、事業認可を統一したときが適当であり、これは、第2段階の料金統一の時期とも重なるため、その辺りを目途に議論をいただければありがたいと考えている。

委員

まったくそのとおりで、もう別荘というものは廃止して統一したほうが良いと思う。

事務局

先ほどの検針及び賦課方法については、審議会の方針を出していただければ、規程を改正して実施できるよう進めて行きたいと思う。

会 長

では、別荘の検針と賦課方法については、一般と同様の方法に変更していくということでしょうか。

(異議なし)

会 長

次期の検針のときに併せていくということでしょうか。
それでは、賛同を得たので、そのように進めていただきたいと思います。
続いて議案3の答申の内容について説明をお願いしたい。

(資料に基づき事務局説明)

会 長

これに加えたいとか、こちらの方向へ進めていきたいというような意見があったをお願いしたい。

委 員

財政計画では、専門家に委託して平成30年頃までの水道の使用量などを推計しているが、将来的には半分近くになってしまうという話もある中で、原案の数値が本当にしっかりしていないと、水道料金を上げなければどうしようもなくなるということが起こり得るような気がする。

そのためにも、基となる数値は正確でなければならず、統一はしたが、3年先に再度基本料金を上げなければならないということがないようにしなければならない。

会 長

実際に他の自治体でも使用量が減っており、川崎市では地下水を廃止して全部を表流水に切り替えることにしたため、住民が反対しているということを聞いているが、当市では使用量の推移等についてはおおよそのことは分かるのか。

事務局

水源については地下水源に統一したいということで、三郷に豊富な水源があればそこで取水して市全体へ供給すれば最も効率的だと思う。

使用水量については全国的に減少傾向で、安曇野市も同じである。

節水機器の普及、節水意識の高揚ということもあり、これからは水を多く使うということは想定できない。

どのくらい減るかということは予想できないため、長期的に見ると計画通りには行かないと思う。

基本計画は10年間で作成してあるが、水道料金の見直しは3年ごとが通例であるので、再度見直しを行い、計画ではこうだったけれど、実際にはどのように進んでいるかという検証を行い、議論していかなければいけない。

アウトソーシングの導入や、高金利企業債の借換え等も実施しているため、今回は収益を下げても良いと判断したが、今後も毎年経営状況を示して検討していただきたいと思います。

副会長

未徴収料金について伺いたいが、携帯の料金は払っても水道料金は払わない人がいるとの話を聞いたことがある。

安曇野市の状況はどうか。

事務局

合併した当時はかなりの未収金があった。

地域差もあり、収納率の悪い地域と良い地域とがあった。

資料が手元にないため数値的には示せないが、地域ごとに取り組みの熱意が違っていたということである。

給水停止についても、実施していた地域といなかった地域があり、その差が出たものと思われる。

しかし、合併してからは割り切って給水停止等を行うようにしている。

以前は人道的に不適切ではないかという意見もあり、給水停止はやりにくかったが、法的にも電気料などと同じ使用料であるということがはっきりと判断されている。

5年で時効という制度であったが今は2年となっており、普通の公共料金と同じく2年を超えない範囲で給水停止という手段を使いながら徴収率をアップさせるよう取り組んでいる。

アウトソーシングに際しては、業者にもしっかりやっていただかなければならないため、市としても法律に基づいてしっかりとやっているということを示す必要がある。

また、古い未納金がある場合は、入金があれば古いものから埋めていったが、そうすると新しいものに未納が出てしまうことになるため、新しいものについては給水停止を厳格に行い、新たな未納金を発生させないようにしている。

それに加えて古いものを少しずつ払ってもらおうということで整理を進めている。

委員

財政計画で教えていただきたいが、積立金を取り崩して赤字を埋めれば黒字となるが、水道の場合はどうなのか。

事務局

一般会計と違うところは、複式簿記か単式簿記かということである。

単式の場合は、トータルでプラスかマイナスかということで、不足分は基金を取り崩して補えばプラスになり、企業の場合は借金をして収支を合わせるわけであるが、水道会計の場合は複式簿記であるため、水を売って、経費を払って、減価償却をした残りが利益や損失となる。

その赤字部分に基金を当てて黒字とすることは粉飾決算となるので、法的には許されていないため、結果が黒字であろうと赤字であろうとそのままの経理をしていくこととなる。

また、資本勘定は事業投資をすれば必ず赤字となる。

その場合の財源は利益と減価償却費等の内部留保資金であり、それでバランスをとることとなる。

それらすべてを合わせたものが資金計画であり、その中で安曇野市は約30億円の現金預金を持っているため、仮に単年度で1億円、2億円赤字になっても経営自体は成り立つことになる。

委員

「使用者等の理解を得る。」とあるが、一般の人は3年ごとの料金改定ばかりでなく、水道のことも良く知らないと思うので、水道の仕組みや料金のことなどを良く知る機会があれば、利用者の立場からするとありがたいと思う。

事務局

かねてから、料金を改定するときだけ広報などの記事に載せるばかりでなく、水道の仕組みやどのように水が供給されているのか等についても、使用者に理解をしてもらう必要があると感じていた。

今後は、計画を立てて、広報や市のHPにシリーズで掲載する等の方法を検討していきたいと考えている。

委 員

学校でも水源地を見学させる等の活動をしたら、親も関心を持つと思う。
広報もHPも見る機会は少ないし、以前に実施していただいたような施設巡り等を行い、水道に関心を持ってもらえるような方法を検討いただきたい。

会 長

時間も経過してきたが、答申の記載事項については本日見ていただいただけでは意見も出ないと思うので、持ち帰って検討してもらおうということでよろしいか。

事務局

今日の会議からは、大口径の部分をもう一度シミュレーションしたほうが良いという意見で、その他については概ね原案通りに承認されたものと判断される。

答申の内容については、事務局で素案を作成し、進めていくということでよろしいか。

(異議なし)

会 長

では、今後はそのように進めていきたい。

何かあったら意見を出してもらおうということで今日は閉めたいと思う。

次回の開催日程を10月6日(火)午後1時30分に決定して閉会。

以上会議終了 午後3時15分